取扱区分：公開

平成３０年第１１回

蓮田市農業委員会総会議事録

【注】　発言内容については、その要旨を掲載しています。ただし、発言そのものの記載ではありません。

この公開用議事録は、個人情報に関連すると思われる部分等については、●で消しています。

〔日　時〕平成３０年１１月２６日（月）

〔場　所〕トレーニングセンター

平成３０第１１回　蓮田市農業委員会総会議事録

蓮田市農業委員会（議長）萩原和夫は、平成３０年第１１回蓮田市農業委員会総会をトレーニングセンターにおいて開催するにあたり、各委員を招集する。

１　開催日時　　平成３０年１１月２６日（月）　午後２時４０分

２　閉会日時　　平成３０年１１月２６日（月）　午後４時４５分

３　出席委員（１３人）　※番号は議席番号

１番　野口　勇	２番　門井　隆	３番　齋藤　重信
４番　萩原　和夫	５番　竹内　昭一	６番　原田　順一
７番　吉岡　政広	８番　杉﨑　國昭	
１０番　寺田　進	１１番　竹内　幸男	１２番　岩﨑　久
１３番　篠﨑　邦明	１４番　齋藤　博司	

４　欠席農業委員（１人）
髙橋　建一

５　出席推進委員（６人）　※（）内は担当地区

（平野）山口　実	（平野）石井　正孝	（黒浜）澁谷　秀男
（黒浜）山本　寿一	（蓮田）常見　淳	（蓮田）山口　惠司

６　欠席推進委員（０人）

７　議事日程
第１　議事録署名委員の指名について
第２　議案第１号　農用地利用集積計画による利用権設定について（貸借関係）
議案第２号　農地法第３条第１項の規定による許可申請の許可について
議案第３号　農地法第５条第１項の規定による許可申請の許可について
報　告　１　農地法第３条の３第１項の規定による届出の受理について
報　告　２　農地法第４条第１項第７号の規定による届出の受理について
報　告　３　農地法第５条第１項第６号の規定による届出の受理について
報　告　４　農地法第１８条第６項の規定による通知について
報　告　５　時効取得を原因とする農地の権利移転について

８　出席した農業委員会事務局職員（３人）

事務局長　　柴田　賢次
事務局主査　　増田　仁子
事務局主事　　安西　拓也

９　傍聴人（０人）

なし

１０　会議の概要

開　会

（事務局長）

ただいまから平成３０年第１１回蓮田市農業委員会を開催したいと思います。開会に先立ちまして萩原会長からご挨拶お願いします。

（会　長）―会長挨拶―

（事務局）

ありがとうございました。以降の進行につきましては、会議規則に基づきまして、萩原会長、よろしくお願いいたします。

（議　長）

それでは、議長の座を務めさせていただきます。着座にて進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日の議事に入ります前に、平成３０年１０月２５日に開催いたしました平成３０年第１０回農業委員会総会の会議録案について皆様方に事前に送付をさせていただいています。委員の皆様方においては､確認していらっしゃることと思います｡修正個所がある場合は、この場で修正をして署名をいただき、議事録とさせていただきます。委員の皆様、修正箇所がありますでしょうか。それでは、どなたかいらっしゃいますでしょうか。あった場合は挙手をしてお願い申し上げます。よろしいでしょうか。

（事務局）

先日ですね、修正箇所がございましたので、そちらの方申し上げます。これは●●●●委員さんからお電話いただきまして後ろから２ページの中段なんですけれども、発言の中にですね、元近江酒店と記載がありますけれども、正しくはこちら、元近江屋酒店、近江と酒店の間に屋号の屋という文字が入ります。それともう一つですね、その次なんですけれども、公共雨水桝というかたちで雨とありますけれども、そちらの方が汚水桝、公共汚

水桝という表現に訂正いたしますので、ご報告いたします。

（議　長）
他には何かございますか。

（委　員）
異議なし。

（議　長）
よろしいですか。それでは、修正した議事録を作成し、私の署名に続きまして●●番●●●●委員さん、●●番●●●●委員さんにつきましては本日欠席しておりますので、後日署名をお願いいたします。
それでは、本日の出席状況につきまして報告をいたします。●●番●●●●委員さんより欠席の旨の連絡がありましたのでご報告いたします。従いまして本日の出席委員は１４名中１３名で総会に必要な定数に達しておりますので本日の総会は成立いたします。また推進委員さんは全員の出席をいただいております。
次に本日の会議の議事録の署名人の指名をいたします。●●番●●●●委員さん、●●番●●●●委員さんにお願いを申し上げます。
それでは、ただいまから議事に入ります。本日の提出の議案は、事前に配布の資料の通りでございます。農地法の法令の許可に関する議案は、議案第１号から議案第３号までとなります。報告の案件は、報告１から報告５となります。
それではただいまから順次議題といたします。２ページの議案第１号農用地利用集積計画による利用権設定について（貸借関係）でございます。それでは議案第１号の内容につきまして事務局より朗読の方よろしくお願いいたします。

（事務局）　―　議案第１号、議案書朗読　―

（議　長）
はい、ありがとうございました。それでは、議案第１号の番号１について担当地区の委員の方からご説明の方、よろしくお願いいたします。

（委　員）
新規のやつで大部分が●●●●の農地となっております。これはですね、皆様ご承知のとおり、ブロックローテーションということで。

（議　長）
１番だけでお願いします。

（委　員）
　失礼いたしました。１番はですね、ブロックローテーションで現在、今年まで貸してあったということになりますか、これがですね、来年は戻ってくるということで、新規にまた契約して土地を借りてですね、水田の方をやりたいと思っております。以上です。

（議　長）
　事務局より何かありますか。

（事務局）
　特にありません。

（議　長）
　それでは、採決をしたいと思うんですが、●●●●委員さん一度ご退出をお願います。

（委　員）
　わかりました。

（議　長）
　それでは、ただいまの説明に対しまして、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

（委　員）
　異議なし。

（議　長）
　よろしいですか。それでは質問がないようでございますので、採決をいたします。議案第１号番号１について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。はい、全員の方賛成であります。よって、議案第１号番号１については承認をいたします。続きまして、番号２について担当委員さんの方から説明をお願いします。

（委　員）
　はい、番号２についてご説明いたします。●●●●さんと●●●●さんは、●●●●さんが●●●●で●●●●さんが●●●●でございます。現在、●●●●が野菜を作ってきれいに耕して耕うんして野菜を作っています。問題ないかと思います。補足を事務局よりお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

（議　長）
　事務局の方で何かありましたらお願いします。

（事務局）
　番号２について補足説明をいたします。●●●●さん、今回新規での利用権設定となります。本来であれば、●●●●さん新規で営農して出荷というような内容になる予定なんですけれども、今回は●●●●さんの●●●●様の分家住宅を建てたいという内容で場所が一種農地に当たるために、農家要件がないと、分家住宅が建てられないために、今回は農家要件をクリアするための利用権設定となっております。後々●●●●さんでの除外申請ですとか分家住宅の申請があるとのことです。
（議　長）
　ありがとうございました。議案第１号番号２についてご意見ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

（委　員）
　異議なし。

（議　長）
　それでは質問がないようでございますので、採決をいたします。議案第１号番号２について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。はい、全員の方賛成であります。よって、議案第１号番号２については承認をいたします。続きまして、議案第１号番号３について担当委員さんの方から説明をお願いします。

（委　員）
　はい、番号３についてご説明いたします。ブロックローテーションの関係で再度の契約をしている状態でございます。よろしくお願いいたします。

（議　長）
　事務局より何かありますか。

（事務局）
　特にありません。

（議　長）
　それでは、審議に移りますので●●●●委員さん一度ご退出をお願います。

（委　員）
　わかりました。

（議　長）

それでは、ただいまの説明に対しまして、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

（委　員）
異議なし。

（議　長）
よろしいですか。それでは質問がないようでございますので、採決をいたします。議案第１号番号３について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。はい、全員の方賛成であります。よって、議案第１号番号３については承認をいたします。続きまして、番号４について担当委員さんの方から説明をお願いします。

（委　員）
４番ですけども、耕作面積が足りないということで近所のうちから借り入れで農地の拡張をするというものらしいです。事務局で何かあったらお願いします。

（議　長）
はい、ありがとうございました。事務局の方でお願いします。

（事務局）
番号４について補足説明をいたします。借受人の●●●●様の方が３条申請をされましたが、３条の面積要件が足りないために今回利用権を設定されました。以上です。

（議　長）
はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見ご質問ございますでしょうか。

（委　員）
異議なし。

（議　長）
はい、よろしいですか。質問がないようでございますので、採決をいたします。議案第１号番号４について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。はい、全員の方、賛成でございます。よって議案第１号番号４につきましては承認をいたします。続きまして、番号５について担当委員さんの方から説明をお願いします。

（委　員）
●●●●ということでお預かりしました。ブロックローテーションということで、昨年度くらいまではですね、１０町以上耕作しておったわけですけど、来年度２年間はですね、

耕作者が高齢化しですね、また、耕作する人数も少ないということでですね、７町５反という数字になっております。この面積をですね、大豆、小麦ということで、来年と再来年をやらせていただきます。おかげさまでですね、その全員の農地所有者からですね、許可を得られましてこのような利用権の設定することができました。金額はですね、反あたり●●●●●●●ということで計算しております。引き続き同じ金額で借りて耕作しようと思っております。それからもう一つなんですけど、途中からですね、牧草利用となっているところがあると思います。これは的場になっておりますけど、浮張と的場がございます。今回の場合は的場の方ということで引き続き●●●●で借りてこの牧草ほかコスモスにするということでございます。そのようなわけで全員の方の許可を得られまして計上することができました。審議のほどよろしくお願いいたします。

（議　長）
事務局より何かありますか。

（事務局）
特にありません。

（議　長）
それでは、審議に移りますので●●●●委員さん一度ご退出をお願います。

（委　員）
わかりました。牧草の方は平米あたり●●●●●ということで皆さんよろしくお願いいたします。あ、平米ではありません。反です。失礼しました。

（議　長）
それでは、ただいまの説明に対しまして、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

（委　員）
異議なし。

（議　長）
よろしいですか。それでは質問がないようでございますので、採決をいたします。議案第１号番号５について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。はい、全員の方賛成であります。よって、議案第１号番号５については承認をいたします。それでは議案第１号の追加案件につきまして、朗読をよろしくお願いいたします。

（事務局）　―　議案第１号、追加議案書朗読　―

（議　長）
　はい、ありがとうございました。それでは、追加議案第１号番号１について担当地区の委員の方からご説明の方、よろしくお願いいたします。

（委　員）
　はい、追加議案なんですけど、これについても●●●●さんから本年度まで●●●●がお借りしておりました。それが戻るということで新たに●●●●さんが水田を行うということで貸し借りにいたりました。よろしくお願いします。

（議　長）
　事務局より何かありますか。

（事務局）
　特にありません。

（議　長）
　はい。ただいまの説明について、ご意見ご質問ございますでしょうか。

（委　員）
異議なし。

（議　長）
　はい、よろしいですか。質問がないようでございますので、採決をいたします。追加議案第１号の番号１について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。はい、全員の方、賛成でございます。よって追加議案につきましては承認をいたします。それでは、議案第１号の６番から継続議案でございます。事務局の方で説明をお願いします。

（事務局）
　６番以降の説明をさせていただきます。こちらから説明させていただくのは１２番、１３ページの１２番、●●●●さん、●●●●さんと●●●●さんでの利用権の設定なんですが、次の議案第２号で第３条の申請が出ております。これに関しては３条での許可がなるかならないか分からないということで申請が出ております。３条の方が許可になればこの上２筆については利用権の方はなしということで了解をしていただいております。それと、番号１５、●●●●さんと●●●●さんですが、こちらも同じように申請が出ておりますので、こちらの３条が許可になれば利用権の方は取り下げするということになっております。以上です。

（議　長）
　はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見ご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

（委　員）
異議なし。

（議　長）
　はい、それでは、継続の６番から１５番までにつきまして、賛成の方挙手をお願いします。はい、全員の方、賛成でございます。よって継続の６番から１５番についても承認をいたします。それでは時間の方長くなりましたので休憩とさせていただきます。

　―休憩―

（議　長）
　はい、それでは、休憩を解きます。次に１４ページの議案第２号の農地法第３条第１項の規定による許可申請の許可についてでございます。

（事務局）　―　議案第２号、議案書朗読　―

　はい、ありがとうございました。それでは、議案第２号番号１について担当地区の委員の方からご説明の方、よろしくお願いいたします。

（委　員）
　第２号の場所からなんですが、市役所の方から高速道路にぶつかって左へずっと行くと積水があります。あそこの踏切を渡って３００、４００メートル位行くと今宮酒店があります。その信号を左折して右側に北小学校があります。それを過ぎて初めて左へ入る道があります。それを入ってすぐ二つに道が分かれます。それを右の方に入って行くと１００メートル位行った右側です。●●●●さんは家庭菜園とかそういうのが大好きで今やっていますけど、●●●●さんも百姓好きで一緒にやりたいということで、こういうことになっています。何かあったらお願いします。

（議　長）
　事務局より何かあればお願いします。

（事務局）
　議案第２号番号１について補足説明をいたします。場所については●●●●委員さんから説明があったとおりです。資料をご覧ください。●●●●さんの下限面積要件ですが、

自作地３８０平米、借り受け地３，４８３平米、申請地１，２９４平米、計５，１５７平米。下限面積４０アールを超えております。全部効率利用要件ですが、申請地を含めすべての耕作もしくは管理をすべて確認しております。地域との調和要件ですが、現況畑で取得後の計画も畑となっております。農作業従事要件ですが、●●●●さんご本人が３００日以上、●●●●が１００日以上、息子さんの奥様が３０日以上ということで、年間従事日数１５０日以上をクリアしております。以上です。

（議　長）
　はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見ご質問ございますでしょうか。

（委　員）
　はい、内容そのものというより、土地の所在の地番なんですけど、これ数字が見間違いかなと思うんですが、これは●●●●●●ですよね。それだけです。

（事務局）

　失礼しました。誤りです。
（議　長）
　それでは地番の上の方が●●●●を●●●●ということで修正をお願いします。何か他にありますでしょうか。

（委　員）
異議なし。

（議　長）
はい、よろしいですか。質問がないようでございますので、採決をいたします。議案第２号の番号１について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。はい、全員の方、賛成でございます。よって議案第２号番号１につきましては承認をいたします。それでは、議案第２号番号２でございます。担当地区委員さんの方から説明をお願いします。

（委　員）
　はい、先ほど貸借関係で出たところなんですけど、譲渡関係で出ています。場所につきましては、蓮田から東埼玉病院に行くバス通りがあるんですけど、杉戸線ですね、それを川島橋を渡りましてずっと行き、東埼玉病院の入り口の手前にかんざわという衣類を売っている所と右側に小松ミートという今はお店やっていないんですけど、そこを右に入って行きまして約３００メートルぐらい行きますと長崎園という小さなお店がありまして、そこから右に３０メートルくらい入りますと、この申請地でございます。申請地でございま

すが、栗の大きな木が５本とちょっとした野菜を作って畑として耕作している土地であります。●●●●さんという方には昨日伺ったんですけ会えませんでした。●●●●さんにお聞きしたんですけど、先月は不許可ということなんですけど、●●●●さんに国際電話をおかけして聞いたところ、嘆願書を出して書類を事務局の方へ出してくれということを言われましたので、出したということです。それで●●●●さん自身は不許可になるということは、事務局からも説明を受けたので知っているということなんですけど、私としても不許可ではないかと、４反に４０アールに達していないし、そういうことで先ほど会議の前に審議してもらいましたけど、そのようなことでございます。あと補足説明ありましたら事務局の方からお願いします。

（事務局）
　番号２について補足説明をいたします。番号２については前回第１０回の農業委員会総会で審議をさせていただいた内容と全く変わりはないので今回資料の方は省略させていただきました。従事日数はクリアしておりますが、４反要件がクリアしておりません。以上です。

（議　長）
　はい、ありがとうございました。ただいまの議案第２号の２番につきましてご意見ご質問等ありますでしょうか。

（委　員）
　はい、譲受人の●●●●さんはこの土地を欲しがっているんですか。

（委　員）
　はい、欲しがっています。

（委　員）
　じゃあ●●●●さんが他の人、第３者に売るということは、快くは思わないんですか。

（委　員）
　そうですね、ちょっと難しいと思います。栗の葉とか色んなのが落ちた時は●●●●さんが片づけたりしてるから、ぜひ買いたいようなことを言っている。

（委　員）
　第３者が買うことにして、●●●●さんに賃貸で貸すというのはうまくないわけですか。

（委　員）
　その辺はよく分からないですね。

（委　員）
わかりました。

（委　員）
前に申請者の親がうちに来た時に、ずっと前から申請者に対しては、話の流れ、譲るということに関しては言ってたらしいんです。だからどうしても買いたいという意味だからその辺の揚げ足は別として、自分なりにそういう状況になった場合には、売るということは口約束のようなことは言ってたらしいです。欲しいから売ってくれっていうよりもなんとか買ってくれと言ってたような感じがしますね。ただ今言うようにクリアしてないことには売ります買いますと言っても許可がおりない。

（議　長）
はい、ありがとうございます。他にはありますか。

（委　員）
異議なし。

（議　長）
はい、よろしいですか。質問がないようでございますので、採決をいたします。議案第２号の番号２について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。はい、全員の方、反対ということです。議案第２号の番号２について不許可ということでよろしいでしょうか。

（委　員）
異議なし。

（議　長）
それでは採決をいたします。議案第２号の番号２について、不許可で賛成の方挙手をお願いいたします。はい、全員の方、賛成でございます。よって議案第２号の番号２については不許可といたします。ただ今不許可といたしましたが、同じかたちで議案に載せてきていただきましてので、もう一度事務局の方から再度両方の方にご説明の方をよろしくお願いいたします。
続きまして、議案第２号３番につきまして担当委員さんの方から説明をお願いします。

（委　員）
はい、議案第２号３番についてご説明申し上げます。まず補足説明の第２号の③を見ていただきたいと思います。この申請地でございますが、蓮田駅より杉戸線の経路で川島橋

を渡りまして、右側に黒浜南小学校というところがありまして、その丁字路を右に曲がり約３００メートル位行きますと黒浜の真浄寺とその隣に黒浜の幼稚園があります。その幼稚園の所の丁字路を右に３００メートル行きますと今度は十字路があります。その十字路を左へ曲がって行きますと東岩槻の方へ行く道路なんですけど、それを約４００メートル行った所の右側に申請している●●●●さんの自宅がありまして、その東側を右に４０メートル位入った所が今回の申請地でございます。●●●●さんの自宅というのは裏側の図面を見ていただきますと、●●●●というのが●●●●さんの宅地でございます。地続きなのが●●●●と●●●●が隣り合わせに続いているものでございます。それでですね、今この土地は小さな草が生えていますけど、耕うんさせればすぐ畑として耕作ができるような状態でございます。あと譲渡人の●●●●さんは行ってもお会いできなかったんですけど、●●●●さんとはお話したんですけど、この土地は不動産屋に一切お任せしてあるということで、●●●●さんの方で話し合ったということで、２５日に伺ってお話を聞いたところによりますと、畑と田んぼ、これ田んぼは稲を作ってありまして、畑は野菜を一生懸命やっているという状況でございます。経営については●●●●さんと●●●●さんが年間３００日以上はやっているような状態を私たちも見受けています。家族の●●●●さんは今は勤めをしていて、土日とかには手伝っているような状況です。要件につきましては、クリアをしているような状況ではないかと伺って参りました。補足ありましたら事務局からお願いします。

（議　長）
　ありがとうございました。事務局より補足ありましたらお願いします。

（事務局）
　議案第２号番号３について補足説明を申し上げます。補足説明資料をご覧ください。下限面積要件ですが、自作地１３，０３４平米、借受地１，９０６平米、申請地１，４２９平米、計１６，３６９平米で４０アールを超えております。全部効率利用要件ですが、１１月２日の金曜日にすべてを耕作、管理されていることを確認しております。地域との調和要件ですが、現況畑で取得後の計画も畑ということで問題はないかと思われます。農作業従事要件ですが、●●●●さんが３００日以上、●●●●さんが３００日以上ということで、１５０日以上の従事日数はクリアしていると思われます。以上です。

（議　長）
　はい、ありがとうございました。議案第２号の３番の内容につきまして、担当委員さん、事務局の説明の通りでございます。ただいまの議案第２号の３番につきましてご意見ご質問等ありますでしょうか。

（委　員）
　はい、今の案内なんですけど、議案第２号の３番現地案内図ですね、現地案内図の手前

の方、このポールの位置と拡大した次のページの公図の位置が少しズレているように見えるんですが、道路に面してるんですかこれは。

（委　員）
面しています。

（事務局）
本来は面しているんだと思いますけれども、住宅地図なのでおそらく安易に落としてしまってるのでこういうような表示になっているんだと思います。

（委　員）
実際は拡大してる方が正しいんですか。

（委　員）
公図の写しの方が正しいです。

（委　員）
わかりました。

（議　長）
他にはありますでしょうか。よろしいですか。

（委　員）
異議なし。

（議　長）
はい、質問がないようでございますので、採決をいたします。議案第２号の番号３について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。はい、全員の方、賛成でございます。よって議案第２号の番号３についても承認といたします。続きまして、議案第３号農地法第５条第１項の規定による許可申請の許可についてでございます。事務局より朗読をお願いします。

（事務局）　―　議案第３号、議案書朗読　―

（議　長）
はい、ありがとうございました。それでは、追加議案第３号番号１について担当地区の委員の方からご説明の方、よろしくお願いいたします。

（委　員）
はい、ご説明いたします。まず場所は１２２号線、閏戸の交差点を通過しまして５００メートル位行きますと福山通運の入り口がございます。そこを右に入って行った右側の土地です。現在福山通運の物流倉庫がある南側に位置しております。物流倉庫としては中途半端ではないかと思われますが、これは補足説明にある通り東京へ出て行く、南の方へ出て行く中継拠点にするんだということで、乗用車が１２台、大型トラックが１６台停められると思われる規模だそうです。事前着工等違反行為はありませんでした。以上です。

（議　長）
はい、ありがとうございました。事務局の方で補足説明ありましたらお願いします。

（事務局）
初めに、補足説明資料に一部訂正がございまして、議案第３号①の資金計画についてですが、造成・設置費約●●●●円と記載してございますが、●●●●円の誤りでございます。また同じく議案第３号②の申請理由欄内、申請人は現在●●●●でアパート住まいと記載しておりますが、こちらは●●●●の誤りでございます。申し訳ございませんが訂正をお願いします。
それでは、番号１について、補足をいたします。場所についてですが、ただいま●●●●委員さんからお話があった通りでございます。転用筆数は１０筆、面積は５，８７８平米であり、農振農用地区域外の農地でございます。
農地区分でございますが、こちらの農地は、第１種農地、第３種農地のいずれにも該当せず、小集団の生産性の低い農地ですので第２種農地になります。
申請内容についてですが、申請人は●●●●に本社を置く運送業を主とする法人でございます。
目的については、物流倉庫の建設でございまして、使用者は申請人である●●●●が自社で使用するものでございます。本社のある福島県から関東、主に東京・神奈川・埼玉方面への輸送区域に営業展開の拡大を計画する中で、当該地はドライバーの休憩を兼ねた荷捌きをする中継地点として適しているため、今回の申請に及びました。
資金計画についてですが、●●●●●●●●●●●●●●に対し、自己資金と金融機関からの融資で対応するということでございます。そちらについては、金融機関の発行する預貯金残高証明と融資証明書を確認済みでございます。
汚水・雑排水については、合併浄化槽を設置し既設雨水管に放流しまして、雨水については、地下調整池を設置し貯留処理後、前面道路側溝に放流するものとなっております。
開発の許可見込みについては、先日２２日に建築指導課から許可見込みありと合議を頂いております。現地については、作付けはされておりませんが、草刈りもされ保全管理状態であり、違反等はございませんでした。
今後についてですが、本案件については、転用面積が３０アール超えでございますので、農地法第５条第３項の規定により、農業員会ネットワーク機構へ意見を伺うこととされて

おりますので、本総会で許可相当と意見がまとまれば、１２月４日に控えております常設審議委員会で審議を行うこととなります。以上補足説明といたしまして、皆様のご審議の程、よろしくお願いいたします。

（議　長）
　はい、ありがとうございました。議案第３号番号１については、ただいま担当委員さん、また事務局の補足説明の通りでございます。ただいまの内容につきまして、ご質問ご意見等ございませんでしょうか。

（委　員）
　先ほど●●●●委員さんから話があったんですけど、面積５，８００平米超えですが、倉庫の建築面積は分かりますか。

（委　員）
　事務所が１４０平米、倉庫が１，２１４平米です。

（委　員）
　分かりました。ありがとうございます。あとそれから、分からなかったんですけど、都市計画マスタープランの区域指定済みとあるんですが、この区域指定は県ではなくて市の指定ですよね。いつ頃だったんですか。

（事務局）
１１月７日頃だったと思います。

（委　員）
　そうすると今後県の常設審議委員会に行くことになるということなんですけど、局長の方で行かれて説明すると思うんですけど、次も倉庫の案件が出てくると思うんですけど、何か想定されるような問題とかあるんですか。

（事務局）
　今の所特に無いですけど、例えば番号３で言うと、公図を見ると空欄になっているところがあると思うんですけど、こういう所はどうなんだというのは聞かれると思うんですけど、そういったものは農地ではないものなので、宅地もしくは雑種地というところなので、そういった所の説明をしなくてはならないと考えています。

（委　員）
　分かりました。ありがとうございます。

（議　長）
他にはありますか。よろしいですか。

（委　員）
異議なし。

（議　長）
それでは質問がないようでございますので、採決をいたします。議案第３号の番号１について承認することに賛成の方、挙手をお願いします。はい、全員の方賛成であります。よって、議案第３号の番号１について承認することにいたします。続きまして、議案第３号の番号２について担当委員さんよりご説明をお願いします。

（委　員）
はい、まず場所から、さっきの今宮さんから入ってと言ったけど、左へ入る５、６メートル手前を右に入っていって突き当たるような角の土地があってその左側の土地です。●●●●さんは●●●●に住んでて、子どもさんが大きくなって手狭になって良い所が見つかったので北小に近いところで、そういう条件でということです。よろしくお願いします。

（議　長）
事務局で補足説明をお願いします。

（事務局）
番号２について、補足をいたします。場所についてですが、ただいま●●●●委員さんからお話があったとおりでございます。転用筆数は１筆、面積は３６５平米であり、農振農用地区域外の農地でございます。
農地区分でございますが、こちらの農地は、第１種農地、第３種農地のいずれにも該当せず、小集団の生産性の低い農地ですので第２種農地になります。
申請内容については、住宅建築の申請です。申請者は現在、市内西城で家族４人アパート住まいをされておりまして、子供の成長につれ部屋が手狭であること、今後の生活考え住宅建築の申請に至りました。
資金計画については、全額、金融機関からの融資で対応するものでございます。住宅ローンの審査が通っていることを確認済みです。
汚水等の処理については、合併浄化槽を設置し、前面の道路側溝に接続する計画です。雨水については、宅地内浸透処理でございます。
開発の許可見込みについては、先日２２日に建築指導課から許可見込みありと合議を頂いております。現地については、きれいに整地されており、違反等はございませんでした。以上補足説明といたしまして、皆様のご審議の程、よろしくお願いいたします。

（議　長）
　はい、ありがとうございました。議案第３号番号２については、ただいま担当委員さん、また事務局の補足説明の通りでございます。ただいまの内容につきまして、ご質問ご意見等ございませんでしょうか。

（委　員）
　異議なし。

（議　長）
　よろしいですか。それでは質問がないようでございますので、採決をいたします。議案第３号の番号２について承認することに賛成の方、挙手をお願いします。はい、全員の方賛成であります。よって、議案第３号の番号２について承認することにいたします。続きまして、議案第３号の番号３についてでございます。担当委員さんよりご説明をお願いします。

（委　員）
　●●●●。まず場所は先ほど言った１２２号線を先ほどの場所より２００メートルほど行った根金の交差点を蓮田の市役所から行きますと左折いたしまして２５０メートル位行きますとこの土地に当たります。これは別に問題があるところじゃないと思います。以上です。

（議　長）
　はい、ありがとうございました。事務局で補足説明をお願いします。

（事務局）
　番号３について、補足をいたします。場所についてですが、ただいま●●●●委員さんからお話があったとおりでございます。転用筆数は２０筆、面積は１１，３４０平米であり、農振農用地区域外の農地でございます。
　農地区分でございますが、こちらの農地は、第１種農地、第３種農地のいずれにも該当せず、小集団の生産性の低い農地ですので第２種農地になります。
　申請内容についてですが、申請人は●●●●●●●●●●●●●●●を主とする法人でございます。
　目的については、貸物流倉庫の建設でございまして、貸付先については、これから募集をかけ使用者を決定するとのことです。利用形態については、施設内南北にそれぞれ１か所ずつ事務所を設けており、北側と南側で２社が利用するものとなっております。
　資金計画についてですが、●●●●●●●●●に対し、全額、自己資金で対応するということでございます。金融機関の発行する預貯金残高証明から資力を確認済みでございます。

汚水・雑排水については、合併浄化槽を設置し前面道路側溝に放流しまして、雨水については、雨水浸透貯留槽を設置し宅内浸透処理でございます。

開発の許可見込みについては、先日２２日に建築指導課から許可見込みありと合議を頂いております。現地については、作付けはされておりませんが、草刈りもされ保全管理状態であり、違反等はございませんでした。

今後についてですが、本案件についても、転用面積が３０アール超えでございますので、農地法第５条第３項の規定により、農業員会ネットワーク機構へ意見を伺うこととなります。以上補足説明といたしまして、皆様のご審議の程、よろしくお願いいたします。

（議　長）

はい、ありがとうございました。議案第３号番号３については、ただいま担当委員さん、また事務局の補足説明の通りでございます。ただいまの内容につきまして、ご質問ご意見等ございませんでしょうか。

（委　員）

はい、補足説明資料の中でですね、面積が１１，３４０平米、これに対して開発面積が１７,８１５.８２平米とあるんですけれども、6,０００平米以上の違いがあるんですが、これの６，０００平米というのは農地以外の宅地とか雑種地とか山林などが入っているからなんですか。

（事務局）

この公図、現地案内図の白地になっている所、こちらが宅地、雑種地、山林などの農地以外の土地でございます。それらを合計すると約６，０００平米程の差が出てきます。

（委　員）

民地宅地があってそれを買収するんですか。

（事務局）

買収済みです。

（委　員）

これ２軒でしたよね。２軒の方々が住まわれていて全部売却しちゃったんですよね。宅地は２軒、あと山林があってだいたいそのくらい。

（委　員）

これ１町７反くらいありますけど、これ既存の道路で間に合うんですか。新しく道路とか作るんですか。

（事務局）
新しく道路は作りません。

（委　員）
周りは既存ので大丈夫で、中は中であるでしょうからね。

（議　長）
他にはありますか。

（委　員）
はい、議案第３号の③から⑦の公図の写しの中で、太枠で囲んであるものが全部開発面積の対象地ということですか。飛んでいるところにあるのも。

（事務局）
公図だと離れているように見えるんですけど。

（委　員）
隣接しているんですよね。

（事務局）
そうです。

（委　員）
物流倉庫というのは建物の高さはどのくらいなんですか。

（事務局）
今調べてますけど、区域指定には２５メートル以下というのがありますから。

（事務局）
２１メートルです。

（委　員）
分かりました。

（議　長）
他にはありますか。

（委　員）

異議なし。

（議　長）
よろしいですか。それでは質問がないようでございますので、採決をいたします。議案第３号の番号３から番号７について承認することに賛成の方、挙手をお願いします。はい、全員の方賛成であります。よって、議案第３号の番号３から番号７について承認することにいたします。それでは次に報告事項に入ります。報告１から報告５について事務局より朗読と説明をお願いいたします。

（事務局）　―　報告１～５朗読　―

（議　長）
ありがとうございました。ただいま事務局の方から朗読がありました報告１から報告５について質問がある方は挙手をお願いします。
何かご意見ご質問ありますでしょうか。よろしいですか。特に質問がないようですので報告事項の方は、終了させていただきます。以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。その際、その他ということで委員さんからご意見があれば、挙手をお願いします。
よろしいですか。それでは特に質問がないようでございますので、総会を閉じさせていただきます。委員の皆様方の慎重なるご審議等ご協力いただきまして、まことにありがとうございました。